

## 指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者名：道岡建設工業株式会社  
(法人番号3120101006955)  
業者の住所：大阪府堺市堺区石津町1-3-1 5-201号
- 2 指名停止措置期間：令和4年5月31日から  
令和4年7月30日まで
- 3 指名停止措置の範囲：近畿中部防衛局管轄区域  
(近畿2府4県、北陸3県、東海3県)
- 4 事実概要：道岡建設工事株式会社は、大阪市内の独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構発注の工事において、建設業法第22条第1項及び同法第24条の8第1項及び第4項の規定に違反したため、令和4年4月1日に大阪府知事から監督処分（営業停止25日間）を受けた。
- 5 指名停止措置理由：上記事実が「工事請負契約等に係る指名停止等の措置要領」付表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

### 指名停止措置要領付表第2第13号「抜粋」

措置要件	期間
(建設業法違反行為) 13 対象区域内において、建設業法の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき（次号に掲げる場合を除く。）。	当該認定をした日から <u>1月以上9月以内</u>